

目次

第1章 総則	
第1条(本規約の目的)	3
第2条(本規約の変更)	3
第3条(用語の定義)	3
第2章 本サービスの提供	
第4条(本サービスの提供範囲)	4
第5条(提供区域)	4
第3章 契約	
第6条(契約申込の方法)	4
第7条(契約申込の承諾)	4
第8条(契約申込内容の変更)	4
第9条(権利の譲渡の禁止)	4
第10条(契約者の地位の承継)	4
第11条(契約者の氏名等の変更の届出)	5
第12条(提供するオプション機能の変更)	5
第4章 禁止行為	
第13条(営業活動の禁止)	5
第14条(著作権等)	5
第5章 利用中止等	
第15条(利用中止)	5
第16条(利用停止)	5
第17条(利用の制限)	6
第18条(本サービス提供の終了)	6
第19条(契約者が行う本契約の解除)	6
第20条(当社が行う本契約の解除)	6
第21条(秘密保持)	6
第6章 料金	
第22条(料金)	7
第23条(利用料金の支払義務)	7
第24条(割増金)	7
第25条(延滞利息)	7
第26条(料金計算方法等)	7
第27条(端数処理)	8
第28条(料金等の支払い)	8
第29条(料金の一括後払い)	8
第30条(消費税相当額の加算)	8
第31条(料金の臨時減免)	8
第7章 損害賠償	
第32条(責任の制限)	8
第33条(免責事項)	8
第8章 個人情報等の取扱い	
第34条(個人情報の取扱い)	9
第35条(データ等の取扱い)	9
第36条(本電子データの取扱い)	9
第9章 保守	
第37条(対応機器の仕様に係る責任)	10
第38条(契約者の維持責任)	10

第39条(契約者の切分責任).....	10
第10章 雑則	
第40条(承諾の限界).....	10
第41条(利用に係る契約者の義務).....	10
第42条(契約者の当社に対する協力事項).....	11
第43条(設備等の準備).....	11
第44条(除外事項).....	11
第45条(法令に規定する事項).....	11
第46条(分離規定).....	11
第47条(準拠法).....	12
第48条(紛争の解決).....	12
第49条(反社会的勢力の排除).....	12
附則	
別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件).....	13
別紙2(料金表).....	15
別紙3(当社が別に定めることとする事項).....	16

スマートア利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 テルウェル東日本株式会社(以下「当社」といいます。)は、スマートア利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「スマートア」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ本契約の申込みの意思表示をしている者
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規程に基づき課税される地方消費税の額
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
対応機器	当社が指定する本サービス対応機器
Web アプリ	別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第2項に規定するダッシュボード機能を提供するもの
モバイル端末	本サービスを利用するために契約者が準備し利用するスマートフォン、タブレット及びノートPC等の自営端末設備
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第1項及び第2項に定める機能を提供します。

(提供区域)

第5条 本サービスは、日本国内において提供します。

第3章 契約

(契約申込の方法)

第6条 本契約を申し込もうとする者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1)契約者名義
- (2)契約者住所
- (3)連絡先情報(連絡先ご担当者名、連絡先電話番号・メールアドレス)
- (4)本サービスの設置場所情報(店舗名、住所)
- (5)本サービスと連携する決済代行業業者が発行するショップ ID およびパスワード

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって契約者に通知します。当該書面の到着をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとし、

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2)本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3)虚偽の事項を申告したとき。
 - (4)その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約申込内容の変更)

第8条 契約者は、第6条(契約申込の方法)に定める事項の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第10条(契約者の地位の承継)で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 契約者は、第6条(契約申込の方法)で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(提供するオプション機能の変更)

第12条 契約者は、契約したオプション機能を変更することができます。この場合、契約者は、第8条(契約申込内容の変更)の定めにより変更の手続きを行うものとします。

第4章 禁止行為

(営業活動の禁止)

第13条 契約者は、有償、無償を問わず、本サービス(本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。))を含みます。)を第三者に対して再提供することはできません。

(著作権等)

第14条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3)営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡(ただし第10条(契約者の地位の承継)に定める場合を除く)・担保設定等しないこと。
 - (4)当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2)第17条(利用の制限)の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
 - (3)その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間(本サービスに係る料金その他の債務(本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2)契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4)第9条(権利の譲渡の禁止)、第13条(営業活動の禁止)、第14条(著作権等)又は第40条(利用に係る契約者の義務)

の規定に違反したとき。

- (5)契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - (6)当社に損害を与えたとき。
 - (7)当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

- 第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときには、本サービスが利用いただけない場合があります。
 - 3 通信が著しくふくそうしたとき又は著しくふくそうする恐れがあるときには、本サービスの利用を制限することがあります。

(本サービス提供の終了)

- 第18条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

- 第19条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。

(当社が行う本契約の解除)

- 第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条第4号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。
- (1)第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2)第18条(本サービス提供の終了)第1項に定めるとき。
 - (3)契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ①支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - ⑤監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
2. 第1項の措置により退会した事業者は、直ちに、当社に対し負担する全ての債務を履行します。

(秘密保持)

- 第21条 事業者及び当社は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の秘密情報(本サービスに関するノウハウ、相手方の技術上又は営業上の一切の秘密情報を含みます。)を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者(当社の関連会社及び委託先を含みます。)に開示、提供及び漏洩しません。
2. 事業者及び当社は、相手方の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、返却又は廃棄し、以後使用しません。
 3. 当社は、本サービスを提供する目的のために、事業者の秘密情報を利用することができます。

第6章 料金

(料金)

第22条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2(料金表)に定めるところによります。

2. 当社は、事業者の同意なく、当社の裁量において本サービスの利用料金を変更でき、変更することがあります。当社は利用料金を変更する前に変更を通知します。

(利用料金の支払義務)

第23条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除日の前日までの期間(提供を開始した日と解除日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、別紙2(料金表)第1表(月額料金)に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金

(割増金)

第24条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(料金計算方法等)

第26条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2(料金表)第1表(月額料金)に定める料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(1)料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。

(2)料金月の初日以外の日の本契約の解除があったとき。

(3)料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解除があったとき。

(4)第22条(利用料金の支払義務)第2項第2号の規定に該当するとき。

4 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第22条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表内1に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。

5 当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、受領した料金について返金しないものとします。

6 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙3(当社が別に定めることとする事項)において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請

求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

(端数処理)

第27条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第28条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

第29条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第30条 第22条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙2(料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2(料金表)に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

第31条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第32条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。

(1)契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害

(2)当社の責に帰することのできない事由から生じた損害

(3)当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害

(4)逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

(免責事項)

第33条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

3 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

4 当社は、本サービスの機能について、データ解析の正確性を保証するものではなく、解析の結果について責任を負いま

せん。

- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。
- 6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に伴い生じる契約者の損害について第31条(責任の制限)第4項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 7 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 8 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者のID又はパスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、第31条(責任の制限)第4項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。
- 10 契約者は、本サービスの利用により第三者と争いが生じた場合、又は第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 11 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 12 当社は、第15条(利用中止)、第16条(利用停止)、第17条(利用の制限)、第18条(本サービス提供の終了)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 13 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 14 当社は、第35条(本電子データの取扱い)の規定により、蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害について、第31条(責任の制限)第4項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 15 当社は、当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害について、第31条(責任の制限)第4項に規定する場合を除き責任を負いません。

第8章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第34条 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める意味を有します。以下「個人情報」といいます。)を取得します。
- 2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
 - 3 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、第1項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用する場合があります。
 - 4 当社は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
 - 5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

(データ等の取扱い)

- 第35条 当社は、本サービス提供に必要な商品情報、購買情報、その他購買情報の解析データ等を取得します。
- 2 第18条(本サービス提供の終了)、第19条(契約者が行う本契約の解除)若しくは第20条(当社が行う本契約の解除)による本契約の解除があった場合、当社は、前項により取得した情報を削除します。

(本電子データの取扱い)

- 第36条 契約者は、次の各号を目的として、購買情報、その他購買情報の解析データを取得するものとします(取得した情報を以下、「本電子データ」といいます。)

- (1)別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第2項に定める機能を利用するため
- (2)本サービスの機能向上のため
- (3)当社が提供する役務(店舗コンサルティング等)に利用するため
- 2 前項第1号の目的で取得した本電子データは、本サービスの機能を用いて当社に提供していただきます。当社は、提供を受けた本電子データを当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 3 本条第1項の目的で取得した本電子データは、契約者が当社に提供するものとします。
- 4 当社は契約者から提供を受けた本電子データを、必要に応じて委託先に提供します。
- 5 前項に基づいて本条第1項に定める目的のためにのみ利用されます。
- 6 契約者は、前各項に基づく本電子データの取扱いにあたっては、第40条(利用に係る契約者の義務)第3項の定めに従う必要があります。
- 7 当社は、契約者から受領した本電子データが解析された結果、個人が特定されないように加工された統計情報を、当社の提供する役務等の品質改善、紹介、コンサルティング(統計情報の第三者に対する提供を含みます)、及び新たな電気通信サービス等の企画・開発に用いる目的で利用できるものとします。

第9章 保守

(対応機器の仕様に係る責任)

第37条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社が指定する本サービス対応機器の変更、又は設定変更が必要となることがあります。

(契約者の維持責任)

第38条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な対応機器を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備に故障のないことを確認の上、当社に故障の連絡をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験等により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が本サービス以外にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第40条 当社は、契約者から本サービスの電気通信設備に関する請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第41条 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

- (1)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- (2)別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第3項に定める提供条件を満たしていること。
- 2 契約者は次のことを守っていただきます。
 - (1)当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

- (4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6)当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8)本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10)別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第2項に定める機能を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
 - (11)本サービスの利用に係るID、パスワード等の適正な管理に努めること。
 - (12)契約者が、本サービスを利用して当社のサーバに蓄積する本電子データを適正に管理すること。
 - (13)別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第3項に定める提供条件に従うこと。
 - (14)その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 3 契約者は、第35条(本電子データの取扱い)に基づく本電子データの取扱いにあたり、以下の事項を実施する必要があります。
- (1)個人情報保護のために以下の各号に記載する措置を実施すること。
 - ・個人情報保護に係る各種法令及びガイドライン等を遵守すること
 - ・本電子データの漏洩事故が発生した場合、直ちに当社にその旨を通知すること

(契約者の当社に対する協力事項)

第42条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1)当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2)当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報(操作説明書等を含みます。)の提供。
- (3)自営端末設備等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4)自営端末設備等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5)その他、本サービスの提供のために当社が必要と認める事項の実施。

(設備等の準備)

第43条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なその他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要な利用回線その他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

(除外事項)

第44条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1)第40条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2)契約者が、第41条(契約者の当社に対する協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3)不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4)その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

(法令に規定する事項)

第45条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(分離規定)

第46条 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社及び事業者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束さ

れることに同意します。

2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある事業者の関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他のユーザーとの関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

(準拠法)

第47条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第48条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(反社会的勢力の排除)

第49条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1)自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1)第1項に違反したとき。
 - (2)自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)

1. サービス概要

本サービスは、契約者が利用するクラウド型 POS 及びレジレス機能や、アプリ利用者に有益情報を配信するプッシュ配信機能、AIによる発注予測機能を用いて、当社が無償で配布するスマホアプリ「スマートストアアプリケーション」(以下アプリ)と連動し、スマホアプリ利用者に対し利便性の高い購買環境を提供することや、契約者の業務効率化や一部業務の省人・無人化を実現することで、様々な地域課題解決に活用できるサービスです。

2. 本サービスで提供する内容

提供内容	詳細	
スマートア基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> •レジレス機能 (アプリ連携・商品管理・決済連携機能) 本サービスを利用する契約者が登録した商品情報に基づき、アプリ利用者自身が購入したい商品のバーコードを読み取り、連携する決済手段を用いて購入することができます。契約者は以下Webアプリを利用して商品情報の登録、変更、削除などの商品管理や、販売管理を行います。 •プッシュ配信機能(アプリ通知) 契約者店舗の利用者を対象範囲とし、アプリにプッシュ型の情報配信を行うことができます。条件設定による特定利用者への配信ができます。 •入退店ゲート連携機能 3. 提供条件表 1 に記載の入退店ゲート機器を導入した場合、本サービスと連携した自動入退店管理機能を利用することができます。 	
スマートアオプションサービス (AI 発注予測サービス)	<ul style="list-style-type: none"> •契約者が本サービスを用いて販売する商品の販売傾向を、曜日や気象、気温などの情報と組み合わせAIを用いて自動学習することで、1 週間先の購買予測データをWebアプリにて閲覧することができます。 •1 店舗あたり最大 100 商品までを対象に、予測データを作成することができます。 •予測データを作成するには、別途Webアプリより日々の廃棄数データの登録が必要となります。 	
Webアプリ	Webにてそれぞれ以下の機能を提供します。	
店舗管理機能	商品管理	本サービスを利用して販売したい商品の登録、修正、削除が行えます。 また、AI 発注予測サービスの利用に必要な商品のロス数の登録が行えます。
	会員・販売管理	店舗を利用した会員の情報閲覧のほか、購入履歴、入退店履歴の閲覧が行えます。
	店舗管理	登録された店舗情報の検索、編集を行うことができます。
	売上分析	店舗別に対象期間の売上集計結果が閲覧できます。
プッシュ配信機能	お知らせ登録	利用者へのお知らせの登録や、店舗を利用者会員に対するプッシュ配信登録が行えます。
AI 発注予測機能	運営サポート(仕入れ予測)	予測対象商品の設定、AI による最適な仕入れ予測結果の閲覧が行えます。

3. 提供条件

(1)本サービスの利用には当社が定める本サービス申込書の提出のほか、別に当社が指定する決済代行事業者と契約する必要があります。

(2)指定する決済代行事業者と契約後、決済代行事業者より払い出される本サービスの申し込みに必要となる情報(ショップID・パスワード)を提供いただく必要があります。

(3)契約者の店舗で本サービスを利用した購買環境を利用するには、当社が無償で配布するスマホアプリ「スマートストアアプリケーション」をインストールしたスマートフォン等モバイル端末が必要となります。

(4)本サービスに対応する機器は、当社を経由した調達が必要となります。契約者自身が他社もしくは直接各メーカーより対応機器を調達した場合は、対応機器の動作、利用は一切保証を行いません。

(5)対応機器を利用する場合、インターネット接続回線のほか、有線接続による LAN 環境が必要となります。

(6)本サービスの問い合わせ対応等のための専用受付番号は、本契約締結後当社より契約者へ通知します。

表1(対応機器一覧) ※2022年7月1日現在

機器	機器仕様
入退店ゲート	株式会社 Fujitaka 入退場管理システム構成機器 対応機器及び仕様は以下 Web サイトに掲載 https://www.telwel-east.co.jp/products/smartore/docs/taioukiki.pdf
セルフレジ	グローバルネットワークサービス株式会社、中銀ガード株式会社 スマート POS システム FLAVIUS 対応機器及び仕様は以下 Web サイトに掲載 https://www.telwel-east.co.jp/products/smartore/docs/taioukiki.pdf

別紙2(料金表)

第1表(月額料金)

区分	提供メニュー	単位	料金額
スマートア基本利用料	決済額 170 万未満/月	事業者	50,000 円/月 (税込価格 55,000 円/月)
	決済額 1,000 万未満/月		決済額の 3%
	決済額 3,000 万未満/月		決済額の 2.8%
	決済額 3,000 万以上/月		決済額の 2.5%
オプション機能<AI 発注予測>	事業者共通	店舗	10,000 円/月 (税込価格11,000円/月)
【備考】			
<ol style="list-style-type: none"> 1. スマートア基本利用料は各月の 1 日 0:00～末日 23:59:59 までの決済額により算定いたします。 2. スマートア基本利用料は、返品・返金された決済も含めて決済額として算定いたします。 3. 基本利用料の算定に用いる決済額は、消費税を含めた金額となります。 			

別紙3(当社が別に定めることとする事項)

第25条(料金計算方法等)

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。